

- 2 指定地域生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定地域生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第八十六条 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を、利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、前項に規定する居宅受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
- 3 指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定地域生活援助に係る費用の受領等)

第八十七条 指定地域生活援助事業者は、法定代理受領サービスを行わない指定地域生活援助を提供した際は、利用者から法第十五条の五第三項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

(2) 入退居の記録の記載（基準第86条）

- ① 指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を、利用者の居宅受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第3項により、指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、利用希望者等に対する情報提供等のため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

(3) 指定地域生活援助に係る費用の受領等（基準第87条）

- ① 同条第1項、第3項及び第4項の規定は、指定居宅介護に係る法第20条第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)を参照されたい。
- ② 同条第2項の規定は、指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、支援費の対象とな

3 指定地域生活援助事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。

4 指定地域生活援助事業者は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域生活援助の基本取扱方針)

第八十八条 指定地域生活援助は、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、その提供する指定地域生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域生活援助の具体的取扱方針)

第八十九条 指定地域生活援助事業所の従業者が行う指定地域生活援助の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定地域生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

二 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な相談及び助言を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第九十条 指定地域生活援助事業者は、利用者について、職場、知的障害者授産施設等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定地域生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代

っているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(4) 社会生活上の便宜の供与 (基準第90条)

① 指定地域生活援助事業者は、利用者の職場や利用者が授産活動のため通所する授産施設等との連絡・調整や、余暇活動の支援等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

② 指定地域生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度

わって行わなければならない。

- 3 指定地域生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十一条 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定地域生活援助の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第九十二条 指定地域生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定地域生活援助を提供できるよう、指定地域生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第九十三条 指定地域生活援助事業所は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携その他の適切な支援体制を確保

、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

- ③ 指定地域生活援助事業者は、利用者に対して、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

(5) 運営規程 (基準第91条)

指定地域生活援助事業者は、事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることとしたものである。

① 指定地域生活援助の内容 (第4号)

指定地域生活援助の内容とは、利用者に対する相談、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助をいう。

② 利用者から受領する費用の額

第87条第2項により家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものをいう。

(9) 勤務体制の確保等 (基準第92条)

利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等を定めて置かなければならない旨を定めたものであるが、世話人の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

(10) 支援体制の確保 (基準第93条)

指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、知的障害者援護施設等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制

しなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 指定地域生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(準用)

第九十五条 第八条、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第七十六条及び第七十九条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用する。

を整えなければならない旨を規定したものである。また、バックアップ施設は、第95条において準用する第76条の規定による緊急時の対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

(11) 入居定員及び居室の定員 (基準第94条)

地域生活援助事業所の入居定員は、基準第84条第1項の規定により4人以上7人以下とされ、居室は原則として個室とすることとされたが、これら入居定員及び居室の定員を超えて入居者を入居させてはならないこととしたものである。

(12) 準用 (基準第95条)

基準第95条の規定により、基準第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第57条、第58条、第76条及び第79条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用されるものであるため、第3章の3(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)、(9)及び(11)、(12)、(15)、(22)から(26)、第4章第3節(6)及び(7)、第5章第3節(11)及び(14)を参照されたい。

この場合において、基準第95条において準用する基準第79条について、地域の中で生活し、地域住民との連携及び協力を推進するために、指定地域生活援助事業所は、住宅地の中にあることが望ましいものであること。